



規 則

鳥取縣規則第三十二號

森林資源造成法施行細則を次のように定める。

昭和二十三年五月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

森林資源造成法施行細則

第一條 森林資源造成法に基づいて行う造林は、森林資源造成法森林資源造成法施行令（以下令と稱する）森林資源造成法施行規則（以下規則と稱する）に依るの外本則に依るものとする。

第二條 令第七條の規定による造林行為を爲さねばならない期間は次の各號によるものとする。

一、林木の育成のために行う植栽、播種、天然下種補整の一に該當する行為の期間は森林資源造成證券交

昭和二十三年五月十一日 火曜日
第千九百七號

本規則は昭和二十三年五月十一日

付の日より四年以内とする。

二、前號により育成せられる林木の爲に行う下刈手入の期間は前號の行為實施後五年以内とする。

第三條 令第九條の規定（令第十七條に於て準用する場合を含む）に依つて認定する行為は規則第二十條の規定によつて鳥取縣森林組合連合會が之を行うものとする。

第四條 規則第十二條第二項の規定に依る認定書の交付を受けようとするものは第一號様式による申請書を鳥取縣森林組合連合會に提出しなければならない。

第五條 鳥取縣森林組合連合會が前條の申請書を受理したときは遅滞なく第二號様式による認定書を受け付けなければならない。

附 則

本規則は昭和二十三年一月一日からこれを適用する。

